

第1部 刑事手続における被害者保護制度
 ～被害者支援に携わる弁護士のための制度説明と刑事弁護人としての対応～

〔表1〕 手続の流れと被害者支援制度、刑事弁護人の対応……………2

第1章 事件発生から相談・受任段階……………4

① 被害者から法律相談を受ける際の心構え……………4

- (1) 一般的な心構え……………4
- (2) 支援において弁護士が被害者に対して教示すべき事項……………5
- (3) 二次被害への注意……………5

② 法テラスの利用……………6

- (1) 日弁連犯罪被害者法律援助……………6
- (2) 民事法律扶助……………7
- (3) 国選被害者参加弁護士……………8

(資料1) 日弁連委託法律援助利用申込書(犯罪被害者) 起訴前
 申込用……………9

(資料2) 日弁連委託法律援助利用申込書(犯罪被害者) 起訴後
 申込用……………11

③ マスコミ対応……………13

- (1) 概要……………13
- (2) 取材依頼への対応……………13
- (3) 匿名報道……………14

- (4) 訂正の申入れ……………15
- 【書式1】 報道機関への要望書……………16
- ▶ 刑事弁護人の実務 ▶▶ 刑事弁護人としての被害者への説明……………16

第2章 捜査段階……………18

① 被害申告(被害届、告訴)……………18

- (1) 被害申告のサポートの内容……………18
- (2) 告訴先……………19
- (3) 未成年者と告訴……………19
- (4) 告訴の取消し……………19

【書式2】 告訴状……………20

② 捜査機関とのかかわり……………21

- (1) 捜査進捗の確認……………21
- (2) 事情聴取・調書作成時の留意点……………21
- 〈被害者支援の現場から〉 司法面接……………22

③ 警察による被害者連絡制度……………23

- (1) 通知対象者……………23
- (2) 通知の内容……………23

④ 逮捕状・勾留状における被害者関係情報の秘匿……………23

- (1) 意義……………23
- (2) 運用の内容および留意点……………24

⑤ 示談交渉……………24

- (1) 示談とは……………24
- (2) 示談と被害弁償……………24
- (3) 示談の方式——示談書、認諾文言付き公正証書、刑事
 和解調書……………24
- (4) 示談が刑事手続に与える影響……………25
- (5) 示談に際しての留意事項……………25

【書式3-1】 示談書(墓参等の誓約の条項を入れたもの)……………26

【書式3-2】 示談書(被害者の住所氏名を秘匿したもの)……………27

▶刑事弁護人の実務▶▶被害者との接し方・示談交渉	28
▶① 被害者との接し方	28
▶② 示談交渉等	29
▶(1) 被害者の個人情報の取扱い	29
▶(2) 示談交渉等に臨む前の準備	30
第3章 起訴・不起訴処分への対応	31
① 処分結果等の通知	31
(1) 処分結果等の通知制度	31
(2) 被害者等通知制度	31
② 不起訴処分への対応	32
(1) 検察庁への説明の要求	32
(2) 検察審査会（検察審査会法30条）	33
（資料3）検察審査会審査申立書	34
③ 不起訴記録の閲覧・謄写	36
(1) 概要	36
(2) 請求先	36
(3) 被害者参加対象事件の場合	36
(4) 被害者参加対象事件以外の場合	36
(5) 民事裁判所からの文書送付嘱託の場合	36
第4章 公訴提起後の対応	38
① 第1回公判までの記録の閲覧・謄写	38
(1) 概要	38
(2) 請求先	38
(3) 必要書類	38
(4) 閲覧・謄写の可否および範囲	38
【書式4】検察庁での記録の閲覧・謄写時の確約書	39
▶刑事弁護人の実務▶▶被害者による第1回公判までの記録の 閲覧・謄写への対応	40

▶(1) 被害者からの申出に対する対応	40
▶(2) 開示がされた後の対応	40
② 起訴から公判までの被害者関係情報の秘匿	41
(1) 起訴状における被害者氏名の秘匿	41
(2) 証拠開示の際の被害者特定事項の秘匿	41
▶刑事弁護人の実務▶▶起訴から公判までの被害者関係情報の 秘匿への対応	42
▶(1) 制度説明	42
▶(2) 弁護士に対する制限	42
③ 公訴提起後、公判期日までの検察官とのかかわり	43
(1) 検察官との情報交換	43
(2) 訴因や罰条に関する申入れ	43
【書式5】訴因変更に関する要望書	44
〈被害者支援の現場から〉公判前整理手続への被害者参加人等 の出席	45
第5章 公判	47
① 遺影の持込み	47
(1) 意義	47
(2) 裁判所の運用	47
(3) 被害者参加弁護士としての検討事項	47
② 傍聴席の確保	48
(1) 意義	48
(2) 制度および運用	48
(3) 留意事項	49
③ 公判における被害者特定事項の秘匿	49
(1) 制度の概要	49
(2) 公判廷における被害者特定事項の秘匿の内容	50
▶刑事弁護人の実務▶▶公判での被害者特定事項の秘匿への対応	50
▶(1) 被害者等からの申出等に対する対応	50

▶(2) 決定がされた後の対応	51
4 公判段階での記録の閲覧・謄写	52
(1) 概要	52
(2) 請求先	52
(3) 請求の時期	52
(4) 必要書類	52
(5) 閲覧・謄写の可否および範囲	53
(資料4) 裁判所での記録の閲覧・謄写時の説明書・申請書、 確約書	53
▶刑事弁護人の実務▶▶公判段階での記録の閲覧・謄写への対応	59
▶(1) 被害者等からの申出に対する対応	59
▶(2) 決定がされた後の対応	60
5 被害者が証言する際の保護制度——付添い、遮蔽、ビデオリンク	61
(1) 意義	61
(2) 証人への付添い	61
(3) 証人尋問の際の証人の遮蔽	62
(4) ビデオリンク方式による証人尋問	63
▶刑事弁護人の実務▶▶証人尋問時の付添い・遮蔽・ビデオリンク への対応	65
▶(1) 被害者等からの申出に対する対応	65
▶(2) 決定がされた後の対応	67
6 心情意見陳述	67
(1) 意義	67
(2) 意見陳述の内容	68
(3) 申出の手続	68
(4) 意見陳述の方法	69
(5) 意見陳述の制限	69
〈被害者支援の現場から〉 心情意見陳述の事前準備	69
▶刑事弁護人の実務▶▶心情意見陳述への対応	70
▶(1) 被害者等からの申出に対する対応	70

▶(2) 意見陳述が行われることになった後の対応	71
第6章 被害者参加制度	72
1 沿革・制度目的	72
2 被害者参加の申出と許可決定	73
(1) 対象事件	73
(2) 申出ができる者	74
(3) 申出の方法等	74
【書式6】 被害者参加申出書	75
(4) 参加申出の時期、参加の時期	75
(5) 不服の申立て	76
3 被害者参加弁護士の選任	76
(1) 私選被害者参加弁護士の場合	76
(2) 国選被害者参加弁護士の場合	76
〈被害者支援の現場から〉 従前の支援弁護士が国選被害者参加 弁護士となる方法	78
【書式7】 委託届出書	79
(資料5) 国選被害者参加弁護士選定請求書・資力等申告書	80
(資料6) 国選被害者参加弁護士の選定に関する意見	83
4 公判期日への出席	84
(1) 趣旨	84
(2) 概要	84
(3) 被害者参加旅費等の支給	84
〈被害者支援の現場から〉 公判期日への出席直前の打合せ	85
【書式8】 被害者参加弁護士から裁判所への事務連絡書	86
5 検察官の権限行使に関する被害者参加人等の意見の申述	87
(1) 趣旨	87
(2) 概要	87
6 被害者参加人等による証人尋問	88
(1) 趣旨	88

(2) 概要	88
(3) 証人尋問の請求の可否	88
(4) 申出の方法等	88
(5) 許否の判断	89
(6) 尋問の内容・対象等	89
(7) 不服の申立て	89
▶刑事弁護人の実務▶▶被害者参加人等による証人尋問への対応	90
▶(1) 被害者参加人等からの申出に対する対応	90
▶(2) 尋問を認める決定がされた後の対応	91
7 被害者参加人等による被告人質問	93
(1) 趣旨	93
(2) 概要	93
(3) 申出の方法等	93
(4) 許否の判断	94
(5) 質問の内容・対象等	94
(6) 不服の申立て	95
▶刑事弁護人の実務▶▶被害者参加人等による被告人質問への対応	95
▶(1) 被害者参加人等からの申入れへの対応	95
▶(2) 被告人質問を認める決定がされた後の対応	96
8 事実・法律の適用に関する意見の陳述	98
(1) 趣旨	98
(2) 概要	98
(3) 申出の方法等	98
(4) 許否の判断	99
(5) 意見陳述の範囲等	99
(6) 不服の申立て	99
【書式9】意見陳述申出書	100
〈被害者支援の現場から〉被害者参加事件における心情意見陳述と 弁論としての意見陳述	100
▶刑事弁護人の実務▶▶事実・法律の適用に関する意見の陳述への	

対応	102
▶(1) 被害者等からの申出に対する対応	102
▶(2) 決定がされた後の対応	102
9 被害者参加人への付添い・遮蔽	103
(1) 趣旨	103
(2) 概要	103
▶刑事弁護人の実務▶▶被害者参加人への付添い・遮蔽への対応	104
▶(1) 被害者等からの申出に対する対応	104
▶(2) 不相当意見を述べるべき場合——決定がなされた後の対応	104
第7章 判決後の対応	105
1 判決内容の検討	105
2 判決内容に不満がある場合	105
【書式10】控訴を求める上申書	106
第8章 控訴・上告審における活動、判決確定後の対応	108
1 控訴・上告審における活動	108
(1) 控訴審における活動	108
(2) 上告審における活動	108
〈被害者支援の現場から〉控訴審での参加・意見陳述	108
2 確定記録の閲覧・謄写	109
(1) 概要	109
(2) 請求先	109
(3) 請求の時期	109
(4) 閲覧・謄写の可否および範囲	110
3 処遇通知	110
(1) 意義	110
(2) 通知の対象者	110
(3) 通知の内容および方法	110
(4) 留意点	111

(資料7) 加害者処遇状況等通知希望申出書 (記載要領).....	112
(資料8) 再被害防止のための受刑者釈放予定通知希望申出書.....	113
第9章 損害賠償に関する制度	114
1 刑事訴訟手続における和解	114
(1) 意義.....	114
(2) 要件.....	114
(3) 効果.....	115
(4) 留意点.....	115
【書式11】 和解の調書記載申立書.....	115
▶刑事弁護人の実務▶▶刑事訴訟手続における和解への対応.....	116
2 損害賠償命令	117
(1) 意義.....	117
(2) 対象犯罪.....	117
(3) 申立手続.....	117
(4) 申立ての審理.....	118
(5) 損害賠償命令の効果.....	119
(6) 留意点.....	119
【書式12】 損害賠償命令申立書.....	120
〈被害者支援の現場から〉 損害賠償命令申立てと民事訴訟提起 との選択.....	122
▶刑事弁護人の実務▶▶損害賠償命令への対応.....	122
▶(1) 損害賠償命令申立てに対する対応.....	122
▶(2) 代理人としての活動.....	124
第10章 犯罪被害者等給付金制度	126
1 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する 法律	126
(1) 犯罪被害者等給付金制度とは.....	126
(2) 犯罪被害者等給付金支給法の制定.....	126

(3) 犯罪被害者等給付金支給法の改正および犯給法の制定.....	127
2 犯罪被害者給付金の種類および支給対象	127
(1) 種類.....	127
(2) 支給対象.....	127
3 支給制限等	128
(1) 給付されない場合.....	128
(2) 他の給付等との調整.....	129
(3) まとめ.....	129
4 遺族給付金の支給	130
(1) 遺族給付金申請の給付対象者 (給付金申請の可否).....	130
(2) 給付金額——給付額の見通しの検討.....	132
〔表2〕 遺族給付金の目安 (生計維持関係家族がいる場合).....	133
〔表3〕 遺族給付金の目安 (生計維持関係家族がいない場合).....	133
(3) 給付.....	134
5 重傷病給付金の支給	134
(1) 給付対象者.....	134
(2) 算定方法.....	135
〔表4〕 重傷病給付金休業加算基礎額.....	136
6 障害給付金の支給	136
(1) 給付対象者.....	136
(2) 障害とは.....	136
(3) 給付金額.....	137
(4) 実務上の留意点.....	137
〔表5〕 障害給付金算定の目安 (1級~3級).....	138
〔表6〕 障害給付金算定の目安 (4級~14級).....	139
〔表7〕 犯罪被害者給付金が支給されない事情.....	140
〔表8〕 複数の不支給事由がある場合の調整.....	141
7 給付金の支給手続	141
(1) 裁定の申請.....	141
〔表9〕 申請に必要な書類 (例).....	142

(2) 裁定	142
(3) 仮給付	142
(4) 時効および除斥期間	143
(5) 審査請求	143
(資料9) 遺族給付金支給裁定申請書	144
(資料10) 重傷病給付金支給裁定申請書	146
(資料11) 障害給付金支給裁定申請書	148
(資料12) 支給裁定通知書	150
(資料13) 支給裁定申請却下通知書	151
(資料14) 仮給付金支給決定通知書	152
(資料15) 支払請求書	153

第11章 被害者支援に関する機関・条例	155
① 被害者支援に関する関係機関との連携	155
② 被害者支援に関する条例	156
(1) 概要	156
(2) 条例の内容	157
(3) 留意点	157
③ 修復的司法——被害者と加害者との「対話」	157
(1) 事件後の当事者の心理	157
(2) 「修復的司法」という概念と具体的手法	158
(3) 犯罪被害者・加害者対話センター	158

第2部 <対談> 被害者参加弁護士 と刑事弁護人の実務

～弁護士による被害者支援と刑事弁護における被害者対応の事例に基づく検討～

〔表10〕 時系列表	162
① はじめに	164
② それぞれの選任時の留意点	164
③ 弁護人としての被害者参加に対する考え方	167
④ 参加弁護士の公判前整理手続における活動	169
⑤ 付添人の役割	174
⑥ 被告人質問、反対尋問、意見陳述、被害者論告の検討	175
⑦ 被害者の落ち度と弁護方針	176
⑧ 参加弁護士の尋問と弁護人の対応	177
⑨ 心情意見陳述と被害者論告	179
⑩ 弁護人の弁論	182
⑪ 判決を聞いて——被害者側の心情	184
⑫ 民事上の損害賠償	185
⑬ 判決を聞いて——被告人の心情	186
⑭ 刑事弁護人としての留意点	187

資料編

資料① 犯罪被害者等の権利利益の尊重について（最高検平成26年10月21日依命通達）	192
資料② 「犯罪被害者等の権利利益の尊重について（依命通達）」の発出について（最高検平成26年10月21日通知）	196
資料③ 裁判員裁判、被害者参加、損害賠償命令、犯罪被害者等給付金対象事件一覧	207
・執筆者一覧	210